

事務連絡
令和3年11月9日

都道府県 フロン排出抑制法担当課（室） 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

フロン排出抑制法違反事案について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）の施行につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、警視庁生活安全部生活環境課がフロン排出抑制法違反事件被疑者らを検挙したとして情報提供がありましたので参考までにお知らせいたします。

令和2年4月1日施行の改正フロン排出抑制法は、建物解体時のフロン回収作業の徹底を図ること等を目的としたものであり、今回の事案は、捜査機関及び行政機関がこの改正の趣旨を踏まえて御尽力され、被疑者らの検挙に至ったものと認識しています。

改正フロン排出抑制法の趣旨及び内容については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和2年1月16日付け2020製化管第1号・環地温発第2001163号 経済産業省製造産業局化学物質管理課長・環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長通知）により通知していますので、その内容を踏まえ、関係者の指導等、引き続き、貴管下のフロン排出抑制対策業務の徹底に遺漏なきようお願いいたします。

【事案概要】

- ・解体工事発注者（第一種特定製品廃棄等実施者）が第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合において、当該引渡しの委託締結の際に委託確認書を交付しなければならないところ、交付していなかったもの（第43条第2項違反）。
- ・第一種特定製品であるエアコンディショナーに冷媒として充填されているフロン類を大気中にみだりに放出したもの（第86条違反）。

（別添資料）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）」（令和3年11月9日付け環・環1第376号）

※ 別添資料は環境省宛であるが、経済産業省宛にも同様の情報提供あり。